

～ 税理士の皆様へ～

懲戒処分を受けないために！

平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力をいただき誠にありがとうございます。

皆様は、税理士法第1条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われており、特に近年は処分件数が増加傾向にあります。

皆様が、税理士法違反とならないためには、税理士法の内容を正しく理解していただくことが必要です。

そのため、国税庁では、「税理士法違反行為」など、税理士法に関する情報をホームページに掲載しているほか、別添に、税理士会で行われた綱紀監察合同協議会等において使用した綱紀・監察事例を掲載しておりますので、是非一度確認いただくようお願いします。

また、税理士会においては、税理士法その他職業倫理に関する研修（綱紀監察研修）を種々実施しておりますので、懲戒処分等を受けないためにも、積極的に参加していただき、税理士法を理解していただくようお願いします。

なお、皆様は、税理士法第39条の2の規定により、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めることとされているほか、税理士会が定める会則により、1事業年度36時間以上の研修を受講する義務があることを申し添えます。

【税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の件数】

会計年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	43件	22件	21件	13件	38件	64件

国税庁ホームページ掲載の税理士法関係法令等に関する情報

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa.htm#hourei>】

- ・ 税理士関係法令等（税理士法、法令解釈通達、税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（財務省告示第104号）等）
 - ・ 税理士法関係様式
 - ・ 税理士制度に関するQ&A（税理士の使命、税理士法違反行為等）
- など

懲戒処分の対象となる税理士法違反行為の具体的事例 ～ 税理士法違反行為(国税庁ホームページより抜粋) ～

「税理士制度のQ&A」内の「6 税理士法違反行為」には、どのような行為が税理士法違反に該当することとなるかについて、Q&A形式により説明していますので、確認いただくようお願いします。

◎ 故意に不真正の税務書類を作成した場合(税理士法第45条第1項該当)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙が持参した帳簿には支払事実のない架空の接待交際費が計上されていることを乙から知らされていたにもかかわらず、その架空の接待交際費をそのまま計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

◎ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合

(税理士法第37条違反、第46条該当)

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや消費税の納付額より所得税の還付額が多くなると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額等を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

◎ 税理士法第52条の規定に違反する者に対して名義貸しをした場合

(税理士法第37条の2違反、第46条該当)

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税の確定申告書の下書きを受領した上で、甲のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で電子署名を行い電子申告する「名義貸し」行為を行った。

◎ 調査妨害をした場合(税理士法第37条違反、第46条該当)

法第37条は、「税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と規定しており、税理士の信用失墜行為を禁止しています。

「調査妨害」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいい、法第37条において禁止する信用失墜行為に該当します。

税理士が「調査妨害」をした場合には、法37条違反となり、法46条の懲戒事由に該当します。

税理士法に係る綱紀監察研修資料

(参考事例)

- 事例1 故意による不真正税務書類の作成 ー外注費を架空計上ー
- 事例2 故意による不真正税務書類の作成 ー粉飾・売上原価を不正計上ー
- 事例3 過失による不真正税務書類の作成・使用人に対する監督不適切
- 事例4 自己脱税 ー自身の所得金額を不正に圧縮して申告ー
- 事例5 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・使用人に対する名義貸し
- 事例6 非税理士に対する名義貸し、にせ税理士行為

【参考】

- 1 税理士等に課されている主な義務等（税理士法（抄））
- 2 使用人等の不正行為による使用者税理士等に対する懲戒処分
- 3 税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方（財務省告示第104号）
- 4 主な罰則規定

事例 1

顧客の求めに応じ不真正税務書類を作成・提出した事例 - 外注費を架空計上 -

【税理士法違反の態様及び関係条項】

所属税理士：故意による不真正税務書類の作成

☞ 税理士法第 45 条第 1 項(脱税相談等をした場合の懲戒)該当

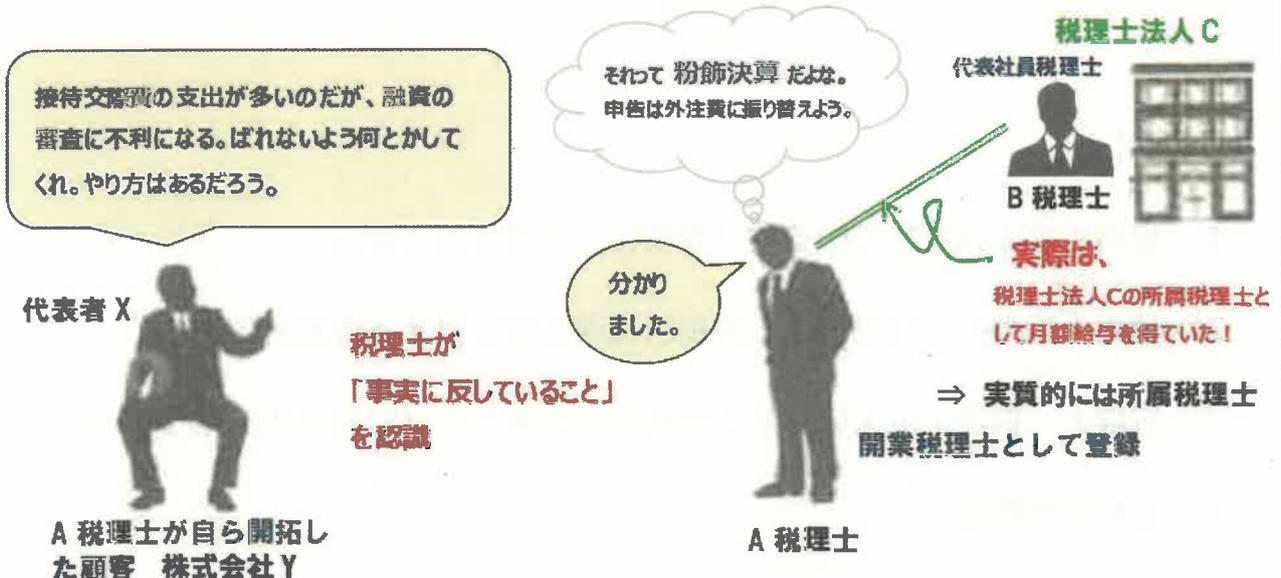
☞ 税理士法第 36 条「脱税相談の禁止」 ☞ 税理士法第 20 条「変更登録の義務」

社員税理士：税理士法第 41 条の 2「使用人等に対する監督義務」

税理士法人：違法行為についての処分 ☞ 税理士法第 48 条の 20

【概要】

- 1 A 税理士は、自ら開拓した関与先である株式会社 Y の代表者 X からの依頼を受け、法人税の確定申告において接待交際費の一部を外注費に仮装して計上する方法により、故意に所得金額を圧縮し、真正の事実と反する申告書を作成し、税務署に提出した。
《故意による不真正税務書類の作成》
- 2 A 税理士は、開業税理士として登録しているが、実際は C 税理士法人の所属税理士であり、当該法人から月額給料を受領しており、変更登録を行っていなかった。 《変更登録の義務違反》
- 3 A 税理士は所属税理士であり、税理士法人 C の代表税理士である B から承諾を得る必要があるが、承諾を得ることなく、顧客の求めに応じ自ら委嘱を受けて申告書を作成した。
《使用人等に対する監督義務違反》
- 4 A 税理士は、顧客の意向に沿わないと契約を解除されてしまうと考え、不正な行為であると承知の上で、不真正税務書類を作成し税務署に提出した。



【留意すべき事項】

- 助言義務(法 41 条の 3) ⇒ 不正経理を知った際には是正を求めなければならない。
- 不正経理を把握した場合は、「助言する勇気」、不正を依頼された際には、「断る勇気」が大切。
- 税理士法第 41 条の 2 ⇒ 使用人の不正行為があった場合、その不正行為に基づき税理士が懲戒処分を受けることもある。

事例 2

顧客の求めに応じ不真正税務書類を作成・提出した事例 - 粉飾決算・売上原価を不正に計上 -

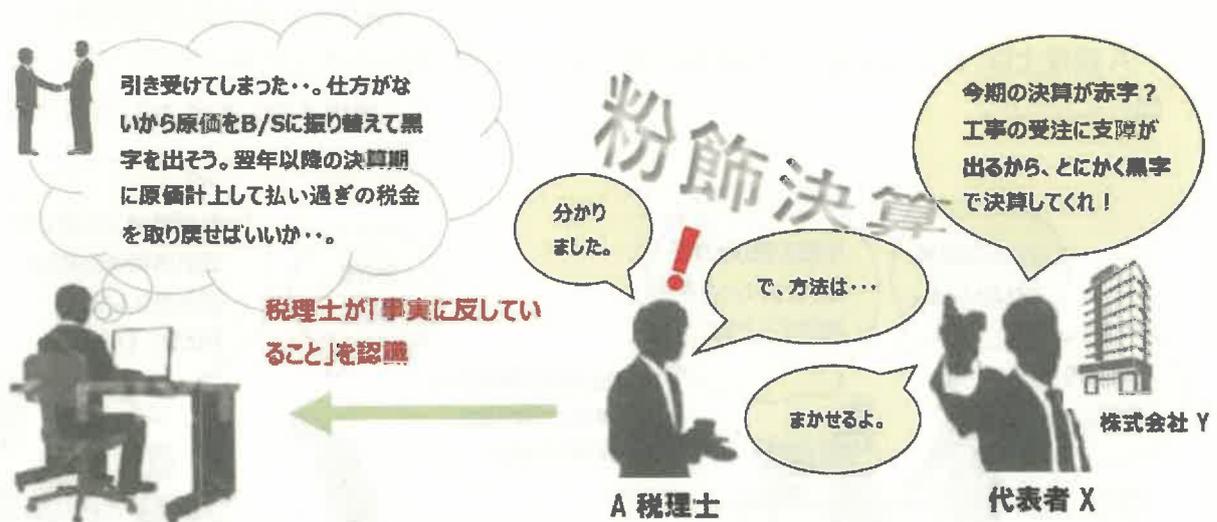
【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士:故意による不真正税務書類の作成

- ☞ 税理士法第 45 条第 1 項(脱税相談等をした場合の懲戒)該当
- ☞ 税理士法第 36 条「脱税相談の禁止」

【概要】

- 1 A 税理士は、関与先である株式会社 Y の代表者 X からの依頼を受け、同法人の決算期に棚卸資産を過大計上する方法により利益調整を行い、黒字決算を装うといった Y 社の粉飾決算に加担した。
- 2 A 税理士は、その後、「粉飾経理で払った税金の一部を取り返す」目的で、翌期に粉飾した棚卸資産を取り崩し売上原価に仮装する方法により所得金額を圧縮し、不真正な法人税確定申告書を作成し税務署に提出していた。
《故意による不真正税務書類の作成》
- 3 A 税理士は、税務調査の際、「払いすぎた税金の一部を取り戻しただけという軽い気持ちであった」旨申し述べている。



【留意すべき事項】

- 税理士の使命(法第 1 条)⇒ 税理士は、納税義務の適正な実現に努めることが使命である。
- 税理士が遵守すべき税理士法上の義務等をしっかりと認識する必要がある。
- 税理士会会則においても税理士の品位保持等についての定めがあり、これに基づき職業倫理等に関する綱紀規則が定められている。
- 不正経理を把握した場合は、「助言する勇気」、不正を依頼された際には、「断る勇気」が大切。

事例 3

顧客の求めに応じ不真正税務書類を作成・提出した事例 – 源泉所得税を不正計算 –

【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士：過失による不真正税務書類の作成

☞ 税理士法第 45 条第 2 項(脱税相談等をした場合の懲戒)該当
使用人に対する監督不適切

☞ 税理士法第 41 条の2(使用人等に対する監督義務)違反
同第 46 条(一般の懲戒)該当

非税理士：いわゆる「にせ税理士行為」

☞ 税理士法第 52 条(税理士業務の制限)違反
同第 59 条(第 52 条の規定に違反した者の罰則)該当

【概要】

- 1 A税理士事務所の事務員 B は、複数法人の代表者 X から依頼され、主たる給与以外の従たる給与についての源泉所得税計算を源泉所得税税額表の乙欄で計算すべきところ、甲欄で計算し、源泉所得税を圧縮していた。 **《不真正税務書類の作成》** 事務員 B⇒《にせ税理士行為》
- 2 A 税理士は、B に対し、「源泉所得税の計算について、扶養控除申告書を確認し、甲欄乙欄の誤りがないように」と指示していたにもかかわらず、B からの口頭報告を信用し、自身で源泉所得税の計算根拠について何らの確認をすることなく、源泉所得税の計算を認容した。 **《過失による不真正税務書類の作成》**
- 3 A 税理士は、B に対する十分な監督を怠っていたため、同人が不正行為に加担していた事実を知らなかった。 **《使用人等に対する監督義務違反》**



【留意すべき事項】

- 税理士法第 45 条第 2 項⇒ 申告時に不正行為を認識していなかった場合であっても、相当の注意を怠ったとして過失責任を問われる。
- 使用人等の不正行為があった場合、使用者である税理士が「使用人監督義務」に違反し懲戒処分を受けることもある。

事例 4

自己脱税（自身の所得金額を不正に圧縮して申告）

【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士：自己脱税

- ☞ 税理士法第 37 条(信用失墜行為の禁止)違反
- ☞ 税理士法第 46 条(一般の懲戒)該当

【概要】

- 1 A 税理士は、自己の所得税及び消費税等について、事業所得に係る総勘定元帳に、計上すべき売上金額及び必要経費があることを認識しながら、その一部を計上せず、所得金額を不正に圧縮した確定申告書を作成し提出していた。当該不正所得金額に対応する税額等については、重加算税の対象となった。 《自己脱税》
- 2 このほか、A 税理士は、税務調査を受けるまで、申告義務があることを認識しつつも数年分の申告を行っていなかった。
- 3 A 税理士は、「体調不良により入院したことなどにより、関与先の税理士業務を優先したため、自分の申告が後回しになった。そのようなこともあり、不正行為については、申告期限内に間に合わせることを優先し、収入はすぐに金額の分かるもののみを計上、必要経費も年の途中までの分しか計上しないまま、総勘定元帳を作成した。それ以外に計上すべきものがあることは分かっていたが、後で修正すればよいと思っていた」旨の申し述べがあった。



【留意すべき事項】

- 税理士の使命(法 1 条)⇒ 税理士は、納税義務の適正な実現に努めることが使命である。
- 信用失墜行為(法 37 条)⇒ 「税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」
- 自己脱税⇒ 自己(自己が代表者である法人又は実質的に支配している法人を含む。)の申告について、不正所得金額等があることをいい、法 37 条において禁止する信用失墜行為に該当する。

事例 5

税理士の「自己申告漏れ」及び 使用人に対する「名義貸し」を行った事例

【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

- ☞ 税理士法第 37 条(信用失墜行為の禁止)違反
- ☞ 税理士法第 37 条の 2(非税理士に対する名義貸しの禁止)違反
同第 46 条(一般の懲戒)該当

非税理士：いわゆる「にせ税理士行為」

- ☞ 税理士法第 52 条(税理士業務の制限)違反
同第 59 条(第 52 条の規定に違反した者の罰則)該当

【概要】

1 A 税理士は、税務署の調査を受けるまで、自己の所得税並びに消費税等について、申告義務があると認識していながら、法定申告期限までに確定申告書を提出せず無申告としていた。

《多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ》

2 A 税理士は、従業員であり非税理士である事務員 B が作成した顧客の法人税、消費税及び所得税の確定申告書等に、B が A の名前で署名することを黙認し、B に A 名義の認証カードを使用して代理送信させるなどの「名義貸し」を行った。

《非税理士に対する名義貸し》 事務員 B ⇒ 《にせ税理士行為》

3 税理士は、「体調が崩れ、税理士業務へのやる気がなくなり、B に申告書の作成、顧客への申告内容の説明から申告書の提出まですべてを任せ、自身は簡易な確認のみ行った。最終的に申告書の記載内容を確認していれば、自身が申告書を作成したものになると思っていた。」旨申し述べた。



【留意すべき事項】

- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ⇒申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が職業倫理に著しく反するようなものをいい、法 37 条における信用失墜行為に該当する。
- 税務書類の作成は自己の判断と責任において作成すること。
- 税理士業務は、税理士が、直接顧客から委嘱を受け、直接顧客から報酬を受領すること。
- 電子申告の場合には、認証カードやパスワードを厳重に管理し、他者に貸さないこと。

事例 6

税理士法人ではない法人に対し「名義貸し」を行った事例

【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士：非税理士に対する名義貸し

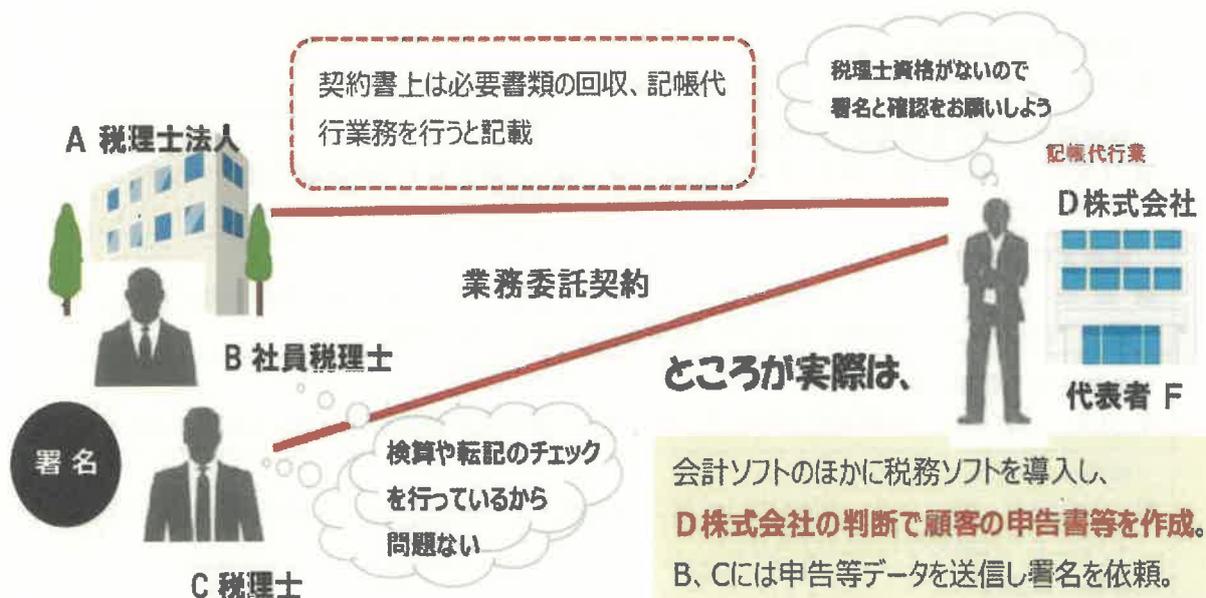
- ☞ 税理士法第 37 条の 2 (非税理士に対する名義貸しの禁止) 違反
- 同第 46 条 (一般の懲戒) 該当
- 同第 59 条 (第 37 条の 2 の規定に違反した者の罰則) 該当

非税理士：いわゆる「にせ税理士行為」

- ☞ 税理士法第 52 条 (税理士業務の制限) 違反
- 同第 59 条 (第 52 条の規定に違反した者の罰則) 該当

【概要】

- 1 A 税理士法人 (B 社員税理士) 及び C 税理士は、記帳代行業者である D 株式会社と業務委託契約を結び、(税理士業務の委嘱契約を結んでいた) 顧客の記帳代行については、D 株式会社が上記顧客と契約を結んでいた。
- 2 D 株式会社は、会計ソフト以外に税務ソフトを導入し、税理士法人でないにも関わらず、顧客の確定申告書等を作成していた。 《にせ税理士行為》
- 3 A 税理士法人及び C 税理士は、D が作成した顧客の申告書をペーパーで受け取り、転記誤りや検算といった記載事項の確認を行い、自身の署名を行ったうえ、税務署に提出していた。 《非税理士に対する名義貸し》
- 4 B、C ともに、自身が最終的に確認を行っていれば名義貸しに当たらないと誤認識し、名義貸し行為を行っていた。



【留意すべき事項】

- 税理士でない者に対して自身の名義を絶対に貸さないこと。
- 税務書類の作成は自己の判断と責任において作成すること。
- 税理士業務は、税理士が、直接顧客から委嘱を受け、直接顧客から報酬を受領すること。

【参考1】 税理士等に課されている主な義務等（税理士法（抄））

<p>(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等) ★</p> <p>第2条の3 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。</p>
<p>(変更登録)</p> <p>第20条 税理士は、第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。</p>
<p>(税務代理の権限の明示) ★</p> <p>第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。</p>
<p>(税理士証票の提示)</p> <p>第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。</p>
<p>(署名の義務)</p> <p>第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。</p> <p>2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。</p> <p>3 税理士は、前2項の規定により署名するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。</p>
<p>(脱税相談等の禁止) ★</p> <p>第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。</p>
<p>(信用失墜行為の禁止) ★</p> <p>第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>
<p>(非税理士に対する名義貸しの禁止) ★</p> <p>第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。</p>
<p>(秘密を守る義務)</p> <p>第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。</p>
<p>(会則を守る義務) ★</p> <p>第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。</p>
<p>(研修)</p> <p>第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。</p>
<p>(事務所の設置)</p> <p>第40条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。）を除く。次項及び第3項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。</p> <p>2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。</p> <p>3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。</p> <p>4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。</p>

(帳簿作成の義務) ★

第 41 条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第 1 項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

(使用人等に対する監督義務) ★

第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(助言義務) ★

第 41 条の 3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

(業務の制限)

第 42 条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後 1 年間は、その離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

(懲戒の種類)

第 44 条 税理士に対する懲戒処分は、左の 3 種とする。

- 一 戒告
- 二 2 年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第 45 条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 36 条の規定に違反する行為をしたときは、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。

(社員の常駐)

第 48 条の 12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(社員の競業の禁止)

第 48 条の 14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

(業務の執行方法)

第 48 条の 15 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(法定脱退)

第 48 条の 17 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 第 43 条の規定に該当することとなつたこと。
- 五 第 45 条又は第 46 条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。
- 六 除名

(違法行為等についての処分)

第 48 条の 20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは 2 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第 47 条、第 47 条の 3 及び第 47 条の 4 の規定は、前項の処分について準用する。

3 第 1 項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第 1 項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第 45 条又は第 46 条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(税理士業務の制限)

第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

(名称の使用制限)

第 53 条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

4 前 3 項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第 54 条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、2 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。

二 第 37 条の 2 の規定に違反したとき。

三 第 38 条又は第 54 条の規定に違反したとき。

四 第 52 条の規定に違反したとき。

(注) ★印のある条文の規定は、税理士法人について準用する。

【参考2】 使用人等の不正行為による使用者税理士等に対する懲戒処分

(「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」財務省告示(20.3.31 告示第104号、改正H27.1.30 告示第35号、改正R5.2.17 告示第49号)

- ① 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたとき
当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- ② 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったとき
内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- ③ 上記②に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合
当該使用者税理士等が法第41条の2(使用人等に対する監督義務)の規定に違反したものとして懲戒処分をする。
- ④ 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき
当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- ⑤ 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき
当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

注1 使用人等：税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。）

注2 使用者税理士等：使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士

【参考3】 税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方（財務省告示第104号）

対象行為		判断要素	量定の範囲（法規定）	
法第45条 (法36条・脱税相談等) (不真正税務書類作成)	第1項（故意）	不正所得金額等 (不正所得金額等「無」)	6月以上2年以内の停止又は禁止 (2年以内の停止又は禁止)	
	第2項（過失）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止	
法第46条	法第33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度 戒告又は1年以内の停止	
	法第37条 (信用失墜行為)	自己脱税（重加）	不正所得金額等	2年以内の停止又は禁止
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）	申告漏れ所得金額等	戒告又は2年以内の停止
		調査妨害	妨害行為の回数、程度	2年以内の停止又は禁止
		名義貸し (業務停止中の税理士)	貸人数、作成件数、期間、対価	2年以内の停止又は禁止
		業務懈怠	—	戒告又は1年以内の停止
		会費滞納	—	戒告
		その他反職業倫理的行為	—	戒告、2年以内の停止又は禁止
	法第37条の2（名義貸し） (非税理士（禁止処分の税理士含む）)		貸人数、作成件数、期間、対価	2年以内の停止又は禁止
	法第38条（守秘義務）		—	2年以内の停止又は禁止
	法第41条（帳簿作成義務）		—	戒告
	法第41条の2（使用人監督義務）		—	戒告又は1年以内の停止
	法第42条（業務の制限）		税務代理件数、作成件数、相談件数	2年以内の停止又は禁止
	業務停止処分に違反して業務実施		—	禁止
その他		—	戒告、2年以内の停止又は禁止	

【参考4】 《主な罰則規定》

法第58条	法第36条「脱税相談等の禁止」違反	3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
法第59条	法第37条の2「名義貸しの禁止」違反 法第38・54条「秘密を守る義務」違反 法第52条「税理士業務の制限」違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法第60条	法第42条「業務の制限」違反 法第43条「業務の停止」違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法第61条	法第53条「名称の使用制限」違反	100万円以下の罰金
法第62条	法第55条「監督上の措置」違反	30万円以下の罰金